

高松市旅先納税 瀬戸の都・高松 e 街ギフト加盟店募集要綱

1 目的

高松市滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始します。返礼品は市内事業者で利用できる電子商品券（以下「瀬戸の都・高松 e 街ギフト」という。）とし、寄附された市外在住の方が、実際に高松市を訪れていただくことで、市内での消費喚起、交流人口の増加、市内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 サービス概要

- (1) 旅先納税利用者は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として瀬戸の都・高松 e 街ギフトを取得します。
- (2) 取得した瀬戸の都・高松 e 街ギフトを自身のスマートフォンで表示させ、瀬戸の都・高松 e 街ギフト加盟店に対して提示します。
- (3) 加盟店は QR コード又は決済機器である電子スタンプを使い決済を行います。

3 加盟要件

加盟要件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 瀬戸の都・高松 e 街ギフト加盟店規約に同意したもの。
- (2) 高松市税の滞納がないもの。
- (3) 公序良俗、各種法令等を遵守した事業を行っているもの。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員及びそれらの利益となる活動を行う者でないもの。
- (5) 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱うことができるもの。
- (6) 下表「地場産品基準類型表」の類型 1 又は 2 に該当する商品・サービスを提供している店舗であるもの。

また、物品販売を行っている事業者においては、同一店舗内で対象外の商品を販売している場合は、瀬戸の都・高松 e 街ギフトの利用の可否を明確に区分・表示し、運用できる店舗であるもの。

「地場産品基準類型表」

類型	説明
1	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
2	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての瀬戸の都・高松 e 街ギフトの概要は以下のとおりとします。

- (1) ギフトの種類：15 種類の電子商品券（1 円単位で使用できるものとする。）
 - ①300 円分（1,000 円以上の寄附で付与）
 - ②900 円分（3,000 円以上の寄附で付与）
 - ③1,500 円分（5,000 円以上の寄附で付与）

- ④2,100 円分（7,000 円以上の寄付で付与）
- ⑤3,000 円分（10,000 円以上の寄附で付与）
- ⑥4,500 円分（15,000 円以上の寄附で付与）
- ⑦6,000 円分（20,000 円以上の寄附で付与）
- ⑧9,000 円分（30,000 円以上の寄附で付与）
- ⑨15,000 円分（50,000 円以上の寄附で付与）
- ⑩30,000 円分（100,000 円以上の寄附で付与）
- ⑪45,000 円分（150,000 円以上の寄附で付与）
- ⑫60,000 円分（200,000 円以上の寄附で付与）
- ⑬90,000 円分（300,000 円以上の寄附で付与）
- ⑭120,000 円分（400,000 円以上の寄附で付与）
- ⑮150,000 円分（500,000 円以上の寄附で付与）

（2）ギフトの使用期限：取得してから 180 日間

5 換金手数料及び精算サイクル

（1）換金手数料：なし

（2）精算サイクル：月に 1 回締日（原則月末締め）を設け、その日までの間に事務局に到着した取引データをもとに、月に 1 回（締日の翌月末まで）に指定口座へ売上金を振り込むものとします。ただし、都合により、振込日が変更となる場合があります。なお、振込手数料は事務局にて負担します。

6 加盟店登録申請について

（1）加盟登録申請方法

加盟希望者は、「瀬戸の都・高松 e 街ギフト」事務局（株式会社 JTB 高松支店内）まで、下記 Web フォームにてオンライン登録申請をお願いいたします。

また、物品販売（一部の場合も含む）を行っている事業者は、「物販に関する誓約書」を下記メールに御提出をお願いいたします。

【Web フォーム】 <https://www.takamatsu-setoco.com/setocoshopentry/>

【E メール】 setoco@bsec.jp

（2）提出期限

毎月 15 日と末日を提出期限とします。

（3）加盟要件の確認及び登録

登録された内容により加盟要件を審査し、不採択の場合のみ、期限日から 15 日後までに通知します。

（4）留意事項

- ①「3 加盟要件」を確認の上、申請手続きを行うこと。
- ②登録申請は、加盟を希望する店舗ごとに提出すること。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、高松市旅先納税に関し必要な事項は、高松市が別に定めます。